

議案第38号

港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年厚生労働省政令第131号。以下「政令」といいます。）」の一部改正に伴い、港区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第37号。以下「条例」といいます。）で引用している政令の条項番号を変更するものです。

1 改正理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が施行され、水道整備・管理行政について、厚生労働省から国土交通省及び環境省に事務が移管されました。これを踏まえ、水道事業に類する事業に係る規定を削除する政令改正が行われました。

条例で引用している政令の条項番号を変更するため、条例の一部を改正します。

2 改正内容

条例で引用している政令の条項番号を変更します。

なお、引用している法及び施行令の条文の内容に変更はありません。

3 施行期日

公布の日

港区災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(災害援護資金の貸付けに係る特例)</p> <p>第二条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号。次項において「震災特別法」という。)第二条第一項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第三百三十一号)第十三条第一項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第十三条第二項及び第十四条第二項の規定の適用については、第十三条第二項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、第十四条第二項中「年三パーセント以内で区規則で定める</p>	<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(災害援護資金の貸付けに係る特例)</p> <p>第二条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号。次項において「震災特別法」という。)第二条第一項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第三百三十一号)第十四条第一項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第十三条第二項及び第十四条第二項の規定の適用については、第十三条第二項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、第十四条第二項中「年三パーセント以内で区規則で定める</p>

率」とあるのは「年一・五パーセント」とする。

2 (略)

(後略)

付則

この条例は、公布の日から施行する。

率」とあるのは「年一・五パーセント」とする。

2 (略)

(後略)